## 安全保障法制関連2法案の分かりやすい説明を求める意見書(案)

政府は、第 189 回通常国会に、自衛隊法を初め主要 10 本の法改正を一括で行う「平和安全法制整備法案」と、「国際平和支援法案」を提出しています。その主な内容は、その目的が「日本の平和・安全のため」か「国際社会の平和・安全のため」かに応じて、自衛隊が活動する際の要件、手続きなどを定めるものです。

特に、平和安全法制整備法案では、平成 26 年 7 月に憲法第 9 条の下で認められる自衛の措置の限界を明確にした閣議決定、いわゆる新 3 要件を盛り込ませてあります。しかし、これまでの国会における議論を通じて、その新 3 要件の理解が国民の間で十分にされているとは言えません。

世論調査においても、国民の多くが政府の説明は十分であるとは思わない、との結果が出ています。

また、去る6月4日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲 法学者全員が、政府の法案について、憲法違反であると述べたことから、その合 憲性が大きな論点になっています。

以上のことから、国におかれては、これらの法案に対する国民の疑問や不安 を真摯に受け止め、集団的自衛権と個別的自衛権との違いなどについて分かりや すく丁寧な説明を行い、国民的理解が得られるよう、地方自治法第 99 条の規定 により意見書を提出します。

平成27年6月29日

議院議 衆 長 議院議 参 長 内閣総理大臣 内閣官房長官 宛 臣 総 務 大 法 務 大 臣 外 務 大 臣 防 大 衛 臣

長野市議会議長 高 野 正 晴